



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第22号

目次

規 則

| | |
|---|----|
| ○身体障害者福祉法施行細則の一部改正..... | 1 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正..... | 6 |
| 企 業 局 | |
| ○栃木県企業局組織規程の一部改正..... | 9 |
| ○栃木県公営企業財務規程の一部改正..... | 9 |
| ○栃木県水道事務所管理規程の一部改正..... | 10 |

規 則

栃木県規則第16号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年栃木県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中

「 氏 名

| | |
|--|--------|
| | 年 月 日生 |
|--|--------|

 を

「 氏 名

| | |
|--|------------|
| | 年 月 日生（ 歳） |
|--|------------|

 に、

「（注）ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。」

「（注）1 視野障害について認定を受けようとする場合は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果を添付すること。
2 ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。」

「（注）2 級と診断する場合に記載すること。」

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに（ ）内に四肢体幹の器質的状況を記載すること。

- 閉眼で起立不能（3級相当）
- 開眼で直線を歩行中10m以内に転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。（3級相当）
- 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。（5級相当）

を

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに()内に日常のコミュニケーションの状態を記載すること。

- 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。(日常会話は誰が聞いても理解できない。)(3級相当)
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。(家族以外の者に、日常生活動作に関することが説明できない。)(4級相当)

()

「(注) 1 2級と診断する場合に記載すること。
 2 「無」に該当する者について2級と診断する場合には、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、検査方法及び検査所見を記載するとともに、記録データのコピー等を添付すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見(該当する□に✓を入れ、さらに()内に必要事項を記載すること。)

(1) 障害の程度

- 閉眼で起立不能(3級相当)
- 開眼で直線を歩行中10m以内に転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。(3級相当)
- 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。(5級相当)

(2) 参考となる検査所見

- ① 四肢体幹の器質的異常 有 無
- ② 平衡機能の状態
 - 末梢迷路性平衡失調 後迷路性及び小脳性平衡失調
 - 外傷又は薬物による平衡失調 中枢性平衡失調
 - その他()

③ 眼振等の平衡機能検査結果 に、

()

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見(該当する□に✓を入れ、さらに()内に必要事項を記載すること。)

(1) 意思疎通困難の程度

- 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。(日常会話は誰が聞いても理解できない。)(3級相当)
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。(家族以外の者に、日常生活動作に関することが説明できない。)(4級相当)
- 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。(非該当)

(2) 音声・言語機能の状態

()

- 「6 歩行能力の程度 (m)
- 7 起立位保持 (分)
- 8 座位保持 (分)
- 「6 歩行能力の程度 (m以上不能)
- 7 起立位保持 (分以上困難)
- 8 座位保持 (分以上困難)
- (注) 補装具を使用しない状態で測定すること。
- (注) 補装具を使用しない状態で測定すること。」

| | | |
|--|------|--|
| | 握力kg | |
|--|------|--|

「

| | | |
|--|------|--|
| | 握力kg | |
|--|------|--|

」を (注) 上肢機能障害の場合は握力を記入すること。計測不可の場合は筋力テスト結果を参考にして、数値を記入すること。」

| | | |
|------------------------------|--------------------------------|--|
| 寝がえりする | シャツを着て脱ぐ | |
| あしをなげ出して座る | ズボンをはいて脱ぐ (自助具) | |
| いすに腰かける | ブラッシで歯をみがく (自助具) | |
| 立つ (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具) | 顔を洗いタオルで拭く | |
| 家の中の移動 (壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす) | タオルを絞る | |
| 洋式便器にすわる | 背中を洗う | |
| 排せつのあと始末をする | 2階まで階段を上って下りる (手すり、つえ、松葉づえ) | |
| (箸で) 食事をする (スプーン、自助具) | 屋外を移動する (家の周辺程度) (つえ、松葉づえ、車いす) | |
| コップで水を飲む | 公共の乗物を利用する | |

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので () の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。」

| | | | |
|------------------------------|-----|--------------------------------|-----|
| 寝がえりする | | シャツを着て脱ぐ | |
| あしをなげ出して座る | | 健側のそで口のボタンを留める | 右 左 |
| いすに腰かける | | ズボンをはいて脱ぐ (自助具) | 右 左 |
| 立つ (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具) | | ブラッシで歯をみがく (自助具) | 右 左 |
| 家の中の移動 (壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす) | | 顔を洗いタオルで拭く | 右 左 |
| 洋式便器にすわる | | タオルを絞る | |
| 排せつのあと始末をする | | 背中を洗う | |
| (箸で) 食事をする (スプーン、自助具) | 右 左 | 2階まで階段を上って下りる (手すり、つえ、松葉づえ) | |
| コップで水を飲む | 右 左 | 屋外を移動する (家の周辺程度) (つえ、松葉づえ、車いす) | |
| 約10cmの直線を引く | 右 左 | 公共の乗物を利用する | |

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

| | |
|-----|-------|
| 利き手 | 右 ・ 左 |
|-----|-------|

に、

「（有<右室、左室、両室>・無）」「（右室・左室・両室・無）
 （有<右房、左房、両房>・無）」を「（右房・左房・両房・無）」に、「（有第 度・無）」を
 「（第2度以上・第1度・無）」に、「（有 mV・無）」を「（0.2mV以上・0.2mV未満・無）」に、
 「(2) ストマにおける排尿処理の状態

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有
(理由)

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）を
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無

「(2) ストマにおける排尿処理の状態

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有
(理由)

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）に、
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無

(3) ストマ閉鎖の可能性

- 永久造設である（再認定不要）
- 永久造設の可能性が高い（再認定必要）
- 永久造設ではない（障害認定非該当）

「(2) ストマにおける排便処理の状態

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有
(理由)

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、を大きさについて図示）
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無

「(2) ストマにおける排便処理の状態

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有
(理由)

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさに図示）に改める。
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無

(3) ストマ閉鎖の可能性

- 永久造設である（再認定不要）
- 永久造設の可能性が高い（再認定必要）
- 永久造設ではない（障害認定非該当）

別記様式第11号中

「住所 本籍地（都道府県名のみ）」を

「住所」に、

「生年月日（年 月 日） 職業（ ）」を 「生年月日 年 月 日」に、

| 市町村コード | 町字コード | 番 | 地 | 本籍地コード |
|--------|-------|---|----|--------|
| | | | | |
| 氏名(カナ) | | | 性別 | 生年月日 |
| | | | | |
| を | | | | |

| 市町村コード | 町字コード | 番 | 地 |
|--------|-------|---|----|
| | | | |
| 氏名(カナ) | | | 性別 |
| | | | |
| に、 | | | |

| | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| 申請事由 | コード | 職業 | コード |
| (内容修正等) | | 専門的技術的職業 | 01 |

| | |
|----------|----|
| 住所変更(管内) | 06 |
| 転入(県内管外) | 07 |
| 県外より転入 | 08 |
| 県外へ転出 | 09 |
| 他県より通知 | 10 |
| 氏名変更 | 11 |
| その他変更 | 12 |
| 治癒返還 | 13 |
| 死亡返還 | 14 |
| その他返還 | 15 |

| | |
|----------|----|
| 管理的職業 | 02 |
| 事務 | 03 |
| 販売 | 04 |
| 農林漁業 | 05 |
| 運輸通信 | 06 |
| 機械工・単純労働 | 07 |
| サービス業 | 08 |
| その他 | 09 |
| 無職 | 10 |
| 学生及び就学以前 | 11 |

を

| 申請事由 | コード | 申請事由 | コード |
|----------|-----|----------|-----|
| (住所変更) | | (その他変更等) | |
| 住所変更(管内) | 06 | 氏名変更 | 11 |
| 転入(県内管外) | 07 | その他変更 | 12 |
| 県外より転入 | 08 | 治癒返還 | 13 |
| 県外へ転出 | 09 | 死亡返還 | 14 |
| 他県より通知 | 10 | その他返還 | 15 |

に、

住所・本籍・氏名変更の場合
 旧 _____
 その他再交付・変更・返還の理由 _____

を

住所・氏名変更の場合
 旧 _____
 その他再交付・変更・返還の理由 _____
 申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村と援護を行う市町村
 とが異なる場合
 援護を行う市町村 _____

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年栃木県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号(第3条関係)

診 断 書 (精神通院医療用)

| | | |
|--|---|-------------|
| 氏 名 | | 年 月 日生 (歳) |
| 住 所 | | |
| ① 病 名 (ICDコードは、F00～F99又はG40のいずれかを記載) | (1) 主たる精神障害 _____ ICDコード () (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード () (3) 身体合併症 _____ | |
| ② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病状況、治療の経過等を記載) | | |
| ③ 現在の病状、状態像等 | | |
| <input type="checkbox"/> (1) 抑うつ状態 <input type="checkbox"/> 1 思考・運動抑制 <input type="checkbox"/> 2 易刺激性、興奮 <input type="checkbox"/> 3 憂うつ気分 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> (2) 躁状態 <input type="checkbox"/> 1 行為心迫 <input type="checkbox"/> 2 多弁 <input type="checkbox"/> 3 感情高揚・易刺激性 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> (3) 幻覚妄想状態 <input type="checkbox"/> 1 幻覚 <input type="checkbox"/> 2 妄想 <input type="checkbox"/> 3 その他 () <input type="checkbox"/> (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 <input type="checkbox"/> 1 興奮 <input type="checkbox"/> 2 昏迷 <input type="checkbox"/> 3 拒絶 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> (5) 統合失調症等残遺状態 <input type="checkbox"/> 1 自閉 <input type="checkbox"/> 2 感情平板化 <input type="checkbox"/> 3 意欲の減退 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> (6) 情動及び行動の障害 <input type="checkbox"/> 1 爆発性 <input type="checkbox"/> 2 暴力・衝動行為 <input type="checkbox"/> 3 多動 <input type="checkbox"/> 4 食行動の異常 <input type="checkbox"/> 5 チック・汚言 <input type="checkbox"/> 6 その他 () <input type="checkbox"/> (7) 不安及び不穏 <input type="checkbox"/> 1 強度の不安・恐怖感 <input type="checkbox"/> 2 強迫体験 <input type="checkbox"/> 3 心的外傷に関連する症状 <input type="checkbox"/> 4 解離・転換症状 <input type="checkbox"/> 5 その他 () <input type="checkbox"/> (8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) <input type="checkbox"/> 1 てんかん発作 発作型 () 頻度 () <input type="checkbox"/> 2 意識障害 <input type="checkbox"/> 3 その他 () <input type="checkbox"/> (9) 精神作用物質の乱用、依存等 <input type="checkbox"/> 1 アルコール <input type="checkbox"/> 2 覚醒剤 <input type="checkbox"/> 3 有機溶剤 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> ア乱用 <input type="checkbox"/> イ依存 <input type="checkbox"/> ウ残遺性・遅発性精神病性障害 <input type="checkbox"/> エその他 () <input type="checkbox"/> (10) 知能・記憶・学習等の障害 <input type="checkbox"/> 1 知的障害 (精神遅滞) <input type="checkbox"/> ア軽度 <input type="checkbox"/> イ中等度 <input type="checkbox"/> ウ重度 <input type="checkbox"/> 2 認知症 <input type="checkbox"/> 3 その他の記憶障害 () <input type="checkbox"/> 4 学習の困難 <input type="checkbox"/> ア読み <input type="checkbox"/> イ書き <input type="checkbox"/> ウ算数 <input type="checkbox"/> エその他 () <input type="checkbox"/> 5 遂行機能障害 <input type="checkbox"/> 6 注意障害 <input type="checkbox"/> 7 その他 () <input type="checkbox"/> (11) 広汎性発達障害関連症状 <input type="checkbox"/> 1 相互的な社会関係の質的障害 <input type="checkbox"/> 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 <input type="checkbox"/> 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 <input type="checkbox"/> 4 その他 () <input type="checkbox"/> (12) その他 () | | |
| ④ ③の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 | | |

⑤ 現在の治療内容

1 投薬内容

()

2 精神療法等

実施あり

通院精神療法

精神分析療法

認知行動療法

精神科作業療法

精神科デイ・ケア

てんかん指導料

その他 ()

実施なし

3 訪問看護指示の有無

有

無

⑥ 今後の治療方針 (継続的な医療の必要性がわかるように記載)

⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助 (グループホーム)、居宅介護 (ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)

利用あり

自立訓練 (生活訓練)

共同生活援助 (グループホーム)

居宅介護 (ホームヘルプ)

その他 ()

利用なし

⑧ 医師の略歴 (①の「主たる精神障害」のICDコードがF0~F3、G40以外である場合のみ記載すること。) (精神保健指定医である等3年以上の精神医療の従事歴がわかるように記載)

精神保健指定医 [指定医番号

]

その他の医師 主に診療した精神障害

従事した期間

() ()

年 月 日

医療機関名称

所在地

電話番号

医師氏名

備考

※
県
処
理
欄

重度かつ継続

該当・非該当

(記載要領)

1 該当する□にレ印を記入すること。

2 ※印欄には記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第2号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局組織規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (分掌事務) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 経営企画課・地域整備課 略 電気課 (1)～(6) 略 <u>(7)～(9)</u> 略 水道課 略 2 略 | (分掌事務) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 経営企画課・地域整備課 略 電気課 (1)～(6) 略 <u>(7) 公営企業用無線に関すること。</u> <u>(8)～(10)</u> 略 水道課 略 2 略 |

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第3号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 I 電気事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 II 水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 III 工業用水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(8)営業費用の表、別表第1 IV 用地造成事業会計・地域総合整備事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)事業資産の表及び同部B損益計算書勘定科目の款費用の項(9)営業費用の表並びに別表第1 V 施設管理事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表中

「 法定福利費 法定福利費 を 法定福利費 法定福利費 会計年度任用職員 法定福利費 に改め、同款

負債の項(3)固定負債の表中

「 | | | | リース債務 | 」

を

「 | | | | リース債務 | 」
 | 長期預り金 | | | |

| | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|
| | 長期預り金 | 長期預り金 | 長期預り金 | 長期預り金 |
|--|-------|-------|-------|-------|

に改め、同項(4)流動負債の表中

| | | | | |
|---|-------|-------|-------|---|
| 「 | 介護保険料 | 介護保険料 | 介護保険料 | を |
|---|-------|-------|-------|---|

| | | | | |
|---|-------|-------|-------|---------------------|
| 「 | 介護保険料 | 介護保険料 | 介護保険料 | に改め、同部B損益計算書勘定科目の款費 |
| | 修繕預り金 | 修繕預り金 | 修繕預り金 | |

| | | | | |
|---------------|---|-------|-------|---|
| 用の項(8)事業費用の表中 | 「 | 法定福利費 | 法定福利費 | を |
|---------------|---|-------|-------|---|

| | | | |
|---|-------|----------------------------|-------|
| 「 | 法定福利費 | 法定福利費 会計年度任用職員 法定福利費 | に改める。 |
|---|-------|----------------------------|-------|

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経営企画課)

栃木県公営企業訓令第1号

北那須水道事務所
鬼怒水道事務所

栃木県水道事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県水道事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県水道事務所管理規程（昭和62年栃木県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(栃木県北那須水道事務所)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 浄水に係る技術の調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(15)・(16) 略</u></p> <p>施設課 略</p> <p>(栃木県鬼怒水道事務所)</p> <p>第7条 栃木県鬼怒水道事務所に、管理課_____及び施設課を置く。</p> | <p>(栃木県北那須水道事務所)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14)・(15) 略</u></p> <p>施設課 略</p> <p>(栃木県鬼怒水道事務所)</p> <p>第7条 栃木県鬼怒水道事務所に、管理課、<u>水質課</u>及び施設課を置く。</p> |

- 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 管理課
 (1)～(11) 略
(12) 水質管理（水質検査を除く。）に関するこ
と。
(13) 衛生管理に関すること。
(14) 浄水に係る技術の調査研究に関すること。
 (15) 略
(16) 前各号に掲げるもののほか、施設課の所管
 に属さない事務に関すること。

施設課 略

- 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 管理課
 (1)～(11) 略

 (12) 略
(13) 前各号に掲げるもののほか、他課の所管
 に属さない事務に関すること。
 水質課
(1) 水質管理に関すること。
(2) 衛生管理に関すること。
(3) 浄水に係る技術の調査研究に関すること。
 施設課 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(水道課)